公益財団法人茨城県学校給食会食育教材等貸出要項

（趣旨）

第１条　　この要項は，学校等における食育を支援するため，公益財団法人茨城県学校給食会（以下「学校給食会」という。）が保有する食育教材等（以下「教材等」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出教材等）

第２条　　貸出対象となる教材等は，原則として学校給食会がホームページに公開しているものとする。（ビデオ，ＤＶＤ，紙芝居，書籍，レプリカ，食器等）

（貸出対象施設等）

第３条　　貸出対象となる施設等は，学校給食実施学校，学校給食共同調理場，市町村教育委員会，学校給食会事務局長が承認した者とする。

（貸出期間）

第４条　　原則として２週間以内とする。ただし，希望がある場合は，期間延長について学校給食会と協議のうえ決定するものとする。

（借用手続）

第５条　　教材等の借用を希望する者（以下「借用者」という。）は，事前に本会へ貸出状況を確認のうえ食育教材等借用申込書（様式１）をＦＡＸ又は郵送等により学校給食会へ提出するものとする。

　２　　申込は，原則として３ヶ月前からとする。

（使用料）

第６条　　教材等の貸出は，無料とする。

（貸出及び返却方法等）

第７条　　教材等の貸出及び返却は，原則として学校給食会の物資配送車で行うものとする。なお，物資配送車を利用できない場合は，宅配便を利用し，送料は借用者が負担するものとする。

２　　借用者は，当該教材等に関しては責任を持って管理し，期日までに学校給食会へ返却するものとする。

（貸出教材等の亡失等の場合の処置）

第８条　　借用者が，当該教材等を汚損・破損又は亡失させた場合は，速やかにその旨を学校給食会に届け出なければならない。なお，故意又は重大な過失により教材等を紛失又は破損したものと認められたときは，学校給食会は借用者に弁償を求めることができるものとする。

（その他）

第９条　　この要項に定めるもののほか，必要な事項は学校給食会が別に定める。

　　付　則

　この要項は，平成２５年１２月１日から施行する。

　この要項は，令和元年５月１日から施行する。

（様式１）

食育教材等借用申込書

　　年　　月　　日

公益財団法人茨城県学校給食会事務局長　殿

〒

住所

施設等名称

責任者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者

電話番号

公益財団法人茨城県学校給食会食育教材等貸出要項を確認し，下記のとおり教材等の借用を申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 教材等種類

（○印をつける） | ビデオ・ＤＶＤ・紙芝居・書籍・レプリカ・食器・その他 |
| 1. 教材等名称

数量 | 番号 | 題名・食器名 | 数量 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 3　借用期間 | 　　年　　月　　日（　　）～　　　　年　　月　　日（　　）※貸出期間は原則として２週間です。それ以上はご相談願います。 |
| 4　使用目的 |  |

学校給食会記入欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 局長 |  | 課長 |  | 課員 |  |
| 送付日 |  | 返却日 |  |